

生活者及び事業者の支援を目的とした水道料金の減免について

1 目的

原油価格や食料品をはじめとする物価の高騰が生活者及び事業者に及ぼす影響を踏まえ、生活者等の経済的負担の軽減を図るため、水道料金を減免する。

2 対象者

給水契約者（官公署等を除く） 約 46,500 件

3 減免の内容

水道料金のうち基本料金の全額（この減免に伴う申請手続は不要）

4 減免の対象期間

令和 4 年 8 月検針分から 11 月検針分までの 4 か月分

対象範囲	検針月	減免対象期間
主に市内北部の方	8 月	6 月・7 月分の基本料金
	10 月	8 月・9 月分の基本料金
主に市内南部の方	9 月	7 月・8 月分の基本料金
	11 月	9 月・10 月分の基本料金

5 減免の金額（見込み）

減免に伴う費用（システム改修費を含む） 226,998 千円（税込）

【財源】新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等（一般会計より繰出）

※参考：口径別減免金額（税込）

	基本料金（1 か月）	減免金額（4 か月）
口径 13 mm	880 円	3,520 円
口径 20 mm	1,375 円	5,500 円
口径 25 mm	1,870 円	7,480 円
口径 50 mm	3,520 円	14,080 円
口径 75 mm	5,610 円	22,440 円

6 スケジュール

- 8 月 10 日 市ホームページ、840 メールによりお知らせ
 8 月 25 日 「水道だより」に記事を掲載
 9 月 10 日 「広報やしお」9 月号に記事を掲載

【問い合わせ】

水道部経営課 本間（内線 458）